

東総地区広域市町村圏事務組合公告第2号

次のとおり郵送・事後審査方式制限付一般競争入札に付する。

令和4年3月3日

東総地区広域市町村圏事務組合
管理者 米本 弥一郎

1 入札に付する事項

- | | |
|-------------|-----------------------|
| (1) 委託業務の名称 | 旭中継施設受付計量業務 |
| (2) 委託業務の箇所 | 旭中継施設（旭市二の5938番地1） |
| (3) 委託業務の期間 | 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで |
| (4) 業務内容 | 別紙仕様書のとおり |
| (5) 予定価格 | 非公表 |
| (6) 最低制限価格 | 無 |
| (7) 支払条件 | 各月払い |
| (8) 入札保証金 | 免除 |
| (9) 契約保証金 | 免除 |
| (10) 契約書の作成 | 必要 |

2 参加資格

下記の全てを満たしていること。

- (1) 銚子市、旭市及び匝瑳市（以下「関係市」という。）いずれかの令和2・3年度及び令和4・5年度入札参加資格者名簿に登載（登録部門：委託、希望業種（大分類）：警備・受付・施設運営、（中分類）：一般施設運営）されている者で、関係市いずれかの建設工事等請負業者指名停止措置要領（旭市においては要綱）に基づく指名停止措置及び建設工事等暴力団対策措置要綱（旭市においては契約に係る暴力団等排除措置要綱、匝瑳市においては契約に係る暴力団等排除措置規則）に基づく指名除外措置を、当該入札の公告日から開札日までの間、受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 又は当該入札の公告日前6か月以内に手形及び小切手を不渡りした者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同

- 法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
(3) 関係市の市税に滞納がないこと。（法人にあっては当該法人及び代表者に滞納がないこと。）

3 設計図書等の貸出

- (1) 貸出方法 東総地区広域市町村圏事務組合ホームページでのダウンロードを原則とする。ただし、この方法によることができない者のみ、組合環境施設課において印刷物を配付するものとする。
印刷物の貸出を申請する場合は、環境施設課に電話で貸出日を予約し、設計図書貸出申請書（第4号様式）を持参の上、貸出を受けるものとする。
- (2) 貸出期間 公告日から令和4年3月11日（金）午後5時まで
※土曜日、日曜日及び祝日は除く
- (3) 貸出場所 東総地区広域市町村圏事務組合 環境施設課
千葉県銚子市野尻町1678番地の1
（東総地区クリーンセンター管理棟1階）
電話番号0479-30-2311

4 設計図書に関する問い合わせ

- (1) 質問受付期限 公告日から令和4年3月9日（水）正午まで
- (2) 質問書提出方法
質問は、書面（様式任意）によるものとし、環境施設課宛てにファックス又は電子メールにファイル（ファイル形式はMicrosoft Wordとする。）を添付して提出すること。また、質問を送付した旨、電話連絡をすること。
- (3) 質問受付先 東総地区広域市町村圏事務組合 環境施設課
電話番号 0479-30-2311
ファックス 0479-33-3611
電子メールアドレス toukou-seibi@tksj.jp
- (4) 質問に対する回答は、令和4年3月11日（金）午後5時までに、組合ホームページの入札情報関係に掲載する。（URL:<http://www.tksj.jp/>）

5 入札書（第1号様式）の提出

- (1) 入札方法 郵送のみ（郵便書留又は簡易書留のいずれか）
- (2) 入札書郵送到着期限 令和4年3月16日（水）午後5時必着

- (3) 入札書郵送先 〒 2 8 9 - 2 6 0 4
千葉県旭市高生 1 番地（旭市役所海上庁舎 2 階）
東総地区広域市町村圏事務組合 総務課
電話 0 4 7 9 - 8 5 - 8 0 4 0
- (4) 別送する書類 使用印鑑届兼委任状
※入札書と使用印鑑届兼委任状は必ず別送し、
両書類とも入札書郵送到着期限までに必着と
する。

6 開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和 4 年 3 月 1 8 日（金）午前 1 0 時 4 0 分から
- (2) 場 所 東総地区広域市町村圏事務組合 会議室
（千葉県旭市高生 1 番地 旭市役所海上庁舎 2 階）
- (3) 開札の立会い 開札の立会いを予定する入札参加者は、開札日に組合が
指定する委任状を提出すること。また、開札日の前日までに
総務課（電話番号 0 4 7 9 - 8 5 - 8 0 4 0）へ開札の立会
いをする旨の連絡をすること。委任状の様式等詳細は東総地
区広域市町村圏事務組合郵送・事後審査方式制限付一般競争
入札実施要領を参照すること。

7 落札候補者となった場合に提出する書類

- (1) 落札候補者は、次のとおり一般競争入札参加資格証明書類を提出しな
ければならない。
- ア 提出期限 令和 4 年 3 月 2 2 日（火）午後 5 時まで
- イ 提出場所 東総地区広域市町村圏事務組合 総務課
千葉県旭市高生 1 番地（旭市役所海上庁舎 2 階）
- ウ 提出方法 直接持参
- (2) 提出書類
- ア 入札参加資格審査申請書（第 5 号様式）
- イ 関係市の契約担当課に提出した使用印鑑届兼委任状の写し
- ウ 関係市内に本支店または営業所がある場合は、市税の完納証明書（提
出以前 3 か月以内に発行されたもの又は発行されたものの写し）

8 その他

- (1) 本入札の参加に係る費用は全て参加者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本

の標準時及び計量法によるものとする。

- (3) 様式等詳細は東総地区広域市町村圏事務組合郵送・事後審査方式制限付一般競争入札実施要領及び東総地区広域市町村圏事務組合入札約款並びに仕様書を参照すること。
- (4) この公告に係る契約は、令和4年度予算が令和4年3月31日までに東総地区広域市町村圏事務組合議会で可決された場合においては令和4年4月1日に本契約を確定させ、否決された場合においては本契約に係る入札を取り消す又は取りやめるものとする。